［略］	［略］
百三　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員

二　調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務	［略］	
	四　自衛艦隊司令部、情報作戦集団司令部、航空総隊司令部及び航空開発実験集団司令部	部長
		総括主任研究官
	十一の二　情報作戦集団司令部の研究に関する所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	
	十二　この項第二欄第四号に掲げる部局又は機関等の所掌事務を分掌する幕僚又は部長（以下この項において「自衛艦隊司令部等の幕僚等」という。）の指揮監督を受け、次号及び第十四号に規定する官職の事務を総括し、研究を行う官職の属する職制上の段階	
［略］	［略］	
八　学校、陸上自衛隊の補給本部及び教育訓練研究本部	［略］	
［略］	［略］	

［略］	

［同上］	［同上］	
	百三　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
		総括主任研究官
	掌する係の長の属する職制上の段階	

二　調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務	［同上］	
	四　自衛艦隊司令部、艦隊情報群司令部、航空総隊司令部及び航空開発実験集団司令部	部長
		総括主任研究官
	十二　この項第二欄第四号に掲げる部局又は機関等の所掌事務を分掌する幕僚又は部長（以下この項において「自衛艦隊司令部等の幕僚等」という。）の指揮監督を受け、次号及び第十四号に規定する官職の事務を総括し、研究を行う官職の属する職制上の段階	
［同上］	［同上］	
八　学校、教育訓練研究本部、補給統制本部及び海上自衛隊補給本部	［同上］	
［同上］	［同上］	

［同上］	